

日本生命の戦後の相互会社化 —藤本談話のオーラルヒストリー分析を中心に—

名古屋商科大学 黒木 達雄

1. はじめに

わが国の生命保険業史において、第二次世界大戦終戦直後の1947年（昭和22年）に集中的に発生した一連の相互会社化は、特筆すべき一大現象であったことは論を待たない。しかしながら、一昨年の本学会全国大会（於日本大学）における筆者報告「財閥系生保の戦後の相互会社化—GHQ指導説の検証—」（『保険学雑誌』第624号に論文所収）でも指摘したとおり、戦後の相互会社化に関する国内の研究蓄積は、その重要性に比し不十分なまま戦後半世紀以上が経過した。

今回の報告では、非財閥系生保の中から、当時の業界最大手で相互会社化の先陣を切った日本生命を取り上げて考察を行う。主たる視点は、金融機関再建整備法による旧勘定の最終処理を待たずに、新会社の早期設立へ踏み切った理由は何か、そして、新会社の会社形態に相互会社を選択した理由は何か、である。

2. 藤本談話

考察の中心となる史料は、旧日産生命の社長・会長を務めた藤本正雄（1908—1993）の談話記録である。藤本は終戦直後、日本生命の業務部長（後に取締役）として、保険営業の建て直しのみならず、共に米国留学経験のある当時の主計部長・大館義雄と連携してGHQ保険監督官ロイストンとの間で、日本生命の新会社設立交渉を行った人物とされている。

藤本が日本生命の相互会社化の理由を語ったのは、（社）共済保険研究会が1976年（昭和51年）に開催した鼎談会（他に共栄火災取締役相談役・宮城孝治、東京医療生協理事長・黒川泰一）の席上である。鼎談会の内容は、『共済と保険』51年4月号に「農協対日本生命の協約前後—藤本正雄氏が語る“その頃”」として掲載されたが、相互会社化の核心部分はオフレコで未掲載となった。しかしながら、現存する鼎談会の録音テープから当該部分を確認することができる。

3. 藤本談話による日本生命・相互会社化の理由

（1）新会社の早期設立に踏み切った理由

① 「小口契約切換え運動」による保険営業の建て直し

戦前の小口契約は戦後経営再建の大きな足枷であった。同運動を成功させるためには、新契約の受け皿となる新会社を設立する方が効果的と考えた。

【平成26年度大会】

第1セッション（経済・経営・商学系）

報告要旨：黒木 達雄

②弘世家への経営権承継

公職追放令には、追放された者の三親等内親族が同一会社の同一地位を継承することを禁じる規定があった。金融機関再建整備法による経営再建では同一会社となるため、この規定により、公職追放された前社長・成瀬達の実弟である弘世現（当時・常務取締役）を後任社長に就任させられない。

（2）新会社の会社形態として相互会社を選択した理由

藤本が当時確認した、新会社設立と弘世現の社長就任可否に関するGHQの見解は、新会社を株式会社として設立した場合、新株を旧株主に割当てると実質的に旧会社と同一とみなされてしまうので、従業員へ割当てるか公募が望ましい。一方、相互会社であれば特段問題ない、という内容であった。

日生争議終結後も労働組合を非常に警戒していた当時の経営陣は、株式会社の選択は従業員の株式保有につながり労働組合の経営介入を一段と強めるリスクが高いと考え、相互会社を選択するに至った。

4. 藤本談話の信憑性・客観性分析

前述の鼎談会で藤本正雄が語った内容を詳細に検証すると、相互会社化から約30年が経過していたこともあり、数値的な内容（終戦当時の日本生命の従業員数など）には記憶違いと思われる箇所が散見される。しかしながら、相互会社化の核心部分については、当時の公職追放令、金融機関再建整備法、労働組合の状況等に照らしても特段齟齬が見当たらず、相互会社化の最前線に居た人物しか知り得ない内容として一定の評価に値するものと思料される。

（文中敬称略）